

# 令和8年度 広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る 公募型プロポーザル説明書

- 参加希望書受付期間  
    令和8年 2月 2日（月）から  
    令和8年 2月 24日（火）まで  
    ※17時00分までに必着
  
- 現地説明会  
    令和8年 2月 18日（水）から  
    令和8年 2月 20日（金）まで
  
- 提案書等の提出期限  
    令和8年 3月 9日（月）  
    ※17時00分までに必着
  
- 審査結果通知  
    令和8年 3月 11日（水）予定

広島県議会事務局総務課

## 目 次

1 募集の概要 .....	1
(1) 募集の内容等	
(2) 業務内容	
(3) 行政財産使用許可期間（食堂経営期間）	
(4) 行政財産使用料	
2 注意事項 .....	1
(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限	
(2) 参加資格	
(3) 公募型プロポーザルの現地説明会の実施	
(4) 説明書等に対する質問書提出期限	
(5) 上記(4)に対する回答日等	
(6) 提案書等の提出場所及び期限	
(7) 提案書に関する審査	
(8) 結果通知日	
(9) 説明書等に関する質問の受付	
(10) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について	
(11) 手続において使用する言語及び通貨	
(12) 参加者の負担について	
(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合	
(14) 提出された提案書について	
3 使用許可申請の手続き .....	4
(1) 使用許可	
(2) 行政財産使用規則等の確認	
(3) 事業実施予定者の決定の取消	
4 添付書類 .....	4
(1) 公告の写し	
(2) 【資料2】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る仕様書	
(3) 【資料3】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る提案書等作成要領	
(4) 【資料4】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る企画提案公募評価基準	
(5) 【資料5】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る様式集	
5 担当部局 .....	5

# 令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る公募型プロポーザル説明書

## 1 募集の概要

### (1) 募集の目的

広島県庁舎議事堂（以下「議事堂」という。）内の食堂1箇所及び飲料用の自動販売機設置場所1箇所を有料で使用許可し、職員等に良質な食事等（配達による飲食の提供等を含む。）を提供することを目的とする。

### (2) 業務内容

【資料2】「令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 行政財産使用許可期間（食堂経営期間）

令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間とする。

なお、期間満了の日の一月前までに、申請書を知事に提出し、使用期間の更新の許可を受けることにより使用期間満了後引き続いて1年間営業することとし、以後も同様とする。

### (4) 行政財産使用料

広島県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年広島県条例第31号）の定めるところによる使用料を別途定められた期日までに納付すること。

参考価格（令和7年度使用料額）：年額647,500円（消費税及び地方消費税含む。）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時【必着】

企画提案募集に参加を希望される者は、上記に定める提出期限までに、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）に、次に掲げる添付書類を添付すること。

#### ◇ 添付書類

書類名	内容	備考
(ア)公募型プロポーザル参加資格確認申請書		別記様式 第4号
(イ)会社概要説明書	会社の概要を記載し、提出すること。	様式2
(ウ)業務実績書	本業務と同等の業務実施実績を記載し、提出すること。	様式3
(エ)登記事項証明書	法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (発行日が申請日から3か月以内のもの)	写し可
(オ)印鑑証明書	法務局が発行するもの (発行日が申請日から3か月以内のもの)	
(カ)財務諸表の写し(直前1カ年分)	・貸借対照表及び損益計算書 ・株主総会等で確定したものを提出すること。(直前のものが確定していないければ1期前のもの) ・連結財務諸表を作成している場合でも、申請する法人の個別財務諸表を提出すること。 ・決算期の変更等により直前の財務諸表が1年分に満たない場合は、1期前のものも提出すること。	
(キ)誓約書		様式4

◇ 添付書類（続き）

書類名	内 容	備考
(ク)広島県の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県県税事務所が発行している「広島県税及び地方法人税について未納がないこと」を証した書面（領収証等ではなく納税証明書の交付を受けること。）（発行日が申請日から3か月以内のもの）</li> <li>・課税されていない場合又は新設の場合も提出すること。</li> <li>・詳しい手続きについては、広島県税についてのホームページを参考にすること。</li> </ul> <p>※<a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html</a></p>	写し可
(ケ)消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書面。「納税証明書その3、その3の3」のいずれか（発行日が申請日から3か月以内のもの）</li> <li>・課税されていない場合又は新設の場合も提出すること。</li> <li>・消費税の免税業者であっても納税証明書は発行されます。</li> <li>・詳しい手続きについては、国税庁のホームページを参考にすること。</li> </ul> <p>※<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a></p>	写し可

- ① 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ② 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (2) 参加資格
- 本企画提案募集に参加される者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。
- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 法人又はその代表者が次に該当しないこと。  
 ア 法律行為を行う能力を有しない者。  
 イ 破産者で復権を得ない者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ④ 募集の開始の日から使用許可日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていないこと。
- ⑤ 本企画提案募集の公告日から使用許可日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。）が、経営若しくは運営に関与していないこと。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ⑧ 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 飲食店・食堂等の運営経験を3年以上有する法人であって、食堂の運営に関し、必要な資格・免許等を有し、充分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。

- (3) 公募型プロポーザルの現地説明会の実施  
この説明会を次のとおり実施する。
- ① 開催日時：令和8年2月18日（水）午前11時～令和8年2月20日（金）午後3時の間で  
    随時実施
  - ② 開催場所：広島県庁舎議事堂県会グリル  
    （広島市中区基町10番52号）
  - ③ 持参書類：説明会当日に、下記書類を持参すること。  
    【資料1】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る公募型プロポーザル説明  
        書 ※本書  
    【資料2】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る仕様書  
    【資料3】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る提案書等作成要領  
    【資料4】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る企画提案公募評価基準  
    【資料5】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る様式
  - ④ 参加申込：令和8年2月17日（火）午後5時までに参加者名及び参加人数（2名以内）を  
    電子メール、ファックス等により広島県議会事務局総務課へ連絡すること。
  - ⑤ その他：現地説明会には必ず参加すること。  
    参加しなかった場合は、このプロポーザルに参加申し込みできないこととする。
- (4) 説明書等に対する質問書提出期限  
    令和8年3月2日（月）午後5時
- (5) 上記(4)に対する回答日等  
    令和8年3月4日（水）に、公募型プロポーザル参加予定者全員に回答する。
- (6) 提案書等の提出場所及び期限
- ① 提案書提出場所  
    広島県議会事務局総務課（広島市中区基町10番52号）
  - ② 提案書提出期限  
    令和8年3月9日（月）午後5時
  - ③ その他
    - ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替え  
    は認めない。
    - イ 提案書を取り下げる場合は、【様式5】取下願書を提出すること。なお、提案書提出期限  
    後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同取下願書を提  
    出すること。
    - ウ 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (7) 提案書に関する審査  
    書類審査とする。
- (8) 結果通知日  
    令和8年3月11日（水）予定
- (9) 説明書等に関する質問の受付
- ① 説明書等に対する質問がある場合は、上記「2（3）説明書等に対する質問書提出期限」  
    までに、【様式1】質問書により、電子メール、ファックス等で提出すること。なお、件名は  
    「広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に関する質問」とする。
  - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問  
    にのみ回答する。
- (10) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県議会事務局長に対して、その理由説明を求めることがで

きる。

③ この説明を求める場合は、令和8年3月17日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年3月18日（水）までに、書面により行う。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合  
提出者の公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とする。

(14) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本事業実施候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、次の場合には使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

### 3 使用許可申請の手続き

(1) 使用許可

事業実施予定者と、提出された提案書を基本に事業運営等の詳細について協議をした上で、  
【様式6】「行政財産使用許可申請書」を提出していただき、許可を受けた日から1週間以内に  
【様式7】「誓約書」を提出していただきます。

万一、事業実施予定者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者を事業実施予定者として繰り上げ、使用許可の手続きを行う場合があります。

(2) 行政財産使用規則等の確認

使用許可の申請に当たり、広島県行政財産使用規則（昭和39年3月31日広島県規則第14号）及び広島県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月31日広島県条例第31号）、広島県行政財産の使用料の額の設定（平成6年3月24日広島県告示第285号）を事前に確認してください。

(3) 事業実施予定者の決定の取消

事業実施予定者が、使用許可を受けるまでの間に、次の事項に該当するときは、事業実施予定者の決定を取消し、使用許可しないことがあります。

① 資金事情の悪化等により、事業の履行ができないと認められるとき。

② 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業実施予定者としてふさわしくないと認められるとき。

③ 事業実施予定者が、参加資格を満たさなくなったとき。

### 4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 【資料2】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る仕様書

(3) 【資料3】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る提案書等作成要領

(4) 【資料4】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る企画提案公募評価基準

(5) 【資料5】令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る様式集

## 5 担当部局

- (1) 名称(所在地) 広島県議会事務局総務課 (〒730-8509 広島市中区基町10番52号)  
(2) 連絡先 電話 : 082-513-4723  
              ファックス : 082-223-6320  
              電子メールアドレス : gikaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp